静岡ウェルネスプロジェクト　資金使途判断表

申請を行う金融機関は、本表によって、申請内容が基準に合致しているか、ウェルネス・フーズ産業支援センターへ事前確認をとること

に確認をとること。

１　企業名

２　企業概要

|  |
| --- |
|  |

３　本件資金の内容

①資金使途

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 具体的な資金使途及び金額の算定根拠 | 金額 |
| 研究開発費 |  | 千円 |
| 製造経費 |  | 千円 |
| 販売経費 |  | 千円 |
| 合計 | | 千円 |

　※資金使途は具体的に記載すること。

　※融資金額については、資金使途に事実上必要な金額のみを計上し、かつその算定根拠を示すこと。（必要に応じて別紙に添付すること）

②事業内容

|  |
| --- |
|  |

③未来型食品等又はウェルネスサービス・製品等の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 対象製品等の種類  （別紙資金使途基準（１）～（10）より選択） |  |
| ※記載内容については、差別化等要素及びその客観的な根拠を示すこと。  ※過日に当制度を利用し、かつ再び利用しようとする場合、その理由及び上記特定施策に対する成果を判断表に付記すること。 | |

　　※別紙資金使途基準「対象製品等の種類」より、該当する項目番号を記載すること。

※同上基準より、「資金使途判断表記載に係る事項」に留意の上、資金使途の内容を記載すること。

※各項目記入部分が不足した場合には、行の追加や別紙資料添付等、適宜対応すること。

別紙

資金使途基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基準概要 | ・本資金使途判断基準においては、静岡県特別政策資金融資制度要綱における「特定施策」を、静岡県が振興する「静岡ウェルネスプロジェクト」として位置付ける。  ・本プロジェクトでは、「未来型食品の開発」及び「ウェルネス産業の創出」等を通じた食品・ウェルネス産業の振興を主旨としているため、本制度融資に係る資金使途についても、同主旨と合致するものを対象とする。 | |
| 対象資金 | 未来型食品等※１又はウェルネスサービス・製品等※２の研究、開発、製造、販売に必要な設備資金、運転資金 | |
| 対象製品等の種類 | ※１  対象食品等 | （１）食の社会課題解決に資する加工食品  （２）高付加価値食品  （３）食品素材を活用した化粧品  （４）対象食品等の付加価値又は生産性向上に寄与する製品・加工機械  （５）その他当プロジェクトに資すると判断される対象食品等 |
| ※２  ウェルネスサービス・製品等 | ウェルネス・フーズ産業支援センターによる支援実績のある  サービス、製品等、かつ公的医療保険・介護保険及びその他個別法による許認可が必要なサービス・製品を**除いた**以下のものとする。  （６）食とウェルネスを掛け合わせたサービス  （７）自然・温泉等の観光資源を活用したウェルネスツーリズム  （８）センシング技術を活用した健康増進に資する製品  （９）健康経営推進サービス  （10）その他当プロジェクトに資すると判断されるウェルネスサービス・製品等 |
| 資金使途判断表  記載に係る事項 | 差別化等要素の記載 | ①資金使途対象製品・サービス等については、差別化等要素を併せて記載すること。当該要素の例は以下のとおりとする。  ・新規性、優位性  ・品質  ・市場競争力  ・製造又は提供技術  ・客観的評価（分析結果、特許、受賞歴等）  ・その他差別化等要素と判断できるもの  ②差別化等要素の模倣困難性（独自性）を併せて記載すること。  ③上記①②に対し、その根拠を示すこと。  提示に当たっては競合する既存製品・サービスとの比較内容等、可能な限り客観的かつ定量的な根拠資料を付記、又は添付すること。 |
| 留意事項 | ・当制度の利子補給は静岡県特別政策資金融資制度要綱のと  おり、特定施策に対応するために事実上必要な融資（資金使  途）に対して交付されるものであり、当該資金使途以外での  制度利用はできないこと。  ・融資額については、資金使途に事実上必要な金額のみを計上  し、かつその算定根拠を示すこと。  ・過日に当制度を利用し、かつ再び利用しようとする場合、そ  の理由及び上記特定施策に対する成果を判断表に付記する  こと。 |